

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正

## 規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年五月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第二十二号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項二民生部中「国家公務員」の前に「別に

定める」を加える。

第六条第二項四經濟部中

「職業安定課

(国家公務員をもつて組織する係を除く。)失業対策係」を

「職業安定課

(別に定める国家公務員をもつて組織する係を除く。)失業対策係別に定めるところによる。」に改める。

失業保険課

第十一条中職業安定課を次のように改める。

### 職業安定課

- 一 職業安定法の施行に關すること
- 二 緊急失業対策法の施行に關すること
- 三 駐留軍關係労務者の充足確保に關すること
- 四 政府職員等の失業者の退職手当に關すること
- 五 労働省關係職員的身分取扱に關すること
- 六 労働省所管一般会計所屬の国有財産及び物品に關すること
- 七 労働省所管一般会計予算經理に關すること
- 八 公共職業安定所及び公共職業補導所に關すること

九 その他職業安定行政に関すること  
第十一條中職業安定課の次に、次のように失業保険課を加える。

失業 保険 課

- 一 失業保険法の施行に関すること
  - 二 失業保険料その他徴収金の徴収及び現金の收納に関すること
  - 三 失業保険特別会計所属の国有財産及び物品に関すること
  - 四 失業保険特別会計の予算経理に関すること
  - 五 失業保険の監査に関すること
  - 六 公共職業安定所における失業の認定及び失業保険金給付事務の指導監督に関すること
  - 七 失業保険施設に関すること
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十九年四月十五日第三種郵便物認可

発 行 日 火、 金

鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所  
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所  
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所